

○岐南町外部からの公益通報等に関する要綱

令和6年3月6日
告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)第13条第2項の趣旨を踏まえ、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報(以下「公益通報等」という。)を適切に取り扱うため、その対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部の労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 法第2条第3項に規定する通報対象事実又はその他の法令違反等の事実(以下「通報対象事実等」という。)に関係する事業者(以下「関係事業者」という。)に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者(以下「取引先事業者」という。)の労働者

イ 関係事業者及び取引先事業者

ウ 関係事業者及び取引先事業者の役員

エ アからエまでに規定する者であった者

オ アからエまでに規定する者のはか関係事業者の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

(2) 通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、その旨を知らせることをいう。

(3) 通報者 通報をした外部の労働者等をいう。

(4) 所管課 通報対象事実等に関する事務を分掌する課等をいう。

(通報の窓口等)

第3条 外部の労働者等からの通報は、所管課で受け付けるものとする。ただし、所管課が明らかにされていないもの、法に関する一般的な質問等は、岐南町行政組織規則(平成18年岐南町規則第8号)第4条に規定する消費者行政を担当する課(以下「消費者行政担当課」という。)で受け付けるものとする。

2 所管課において受け付ける通報は、次に掲げる通報対象事実等とする。

(1) 法第2条第3項に規定する通報対象事実

(2) 前号に定めるもののはか、その他の法令に違反する行為に関する事実(当該違反行為について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関がある場合に限る。)

(3) 前2号に定めるもののはか、事業者の法令遵守等の確保及び法令等の適正な執行のために必要と認められる事実

(受付の取扱い)

第4条 通報は、電話、郵便、ファクシミリ、電子メール又は面談の方法により受け付けるものとする。

2 通報は、氏名及び連絡先を明らかにして行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 通報があったときは、法の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に対応し、正当な理由なく受付を拒んではならない。
(通報の受付)

第5条 所管課は、通報を受け付けたときは、秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報への対応に必要な事項を通報者に確認し、公益通報等受付票(様式第1号)を作成するものとする。ただし、通報者の同意が得られない場合又はその他確認に支障がある場合は、この限りでない。

2 所管課は、通報を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者に説明するものとする。ただし、通報者が望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由があると町長が認める場合は、この限りでない(以下、本条第3項、次条第2項、第7条第2項、第8条第1項、第9条第2項及び第14条第2項に規定する通知、教示及び資料の提供においても、同様とする。)。

(1) 通報への対応に関与する職員には秘密保持義務があること。

(2) 個人情報は保護されること。

(3) 通報を受け付けた後の手続に関すること。

3 所管課は、受け付けた通報について、国、都道府県又は他の市町村(以下「他の行政機関」という。)が処分又は勧告等をする権限を有するものであるときは、通報者に対して当該他の行政機関を遅滞なく教示するものとする。

(受付後の手続)

第6条 所管課は、法の趣旨及び関係する法令等の規定を踏まえ、次の各号のいずれかに該当する場合は、正当な理由がある場合を除き、通報に関して調査を実施するものとする。

(1) 通報者が、第3条第1項各号に掲げる事実について処分又は勧告等をする権限を有する町に対する通報で、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

ア 通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合(次号において「真実相当性の要件」といふ。)

イ 通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面を提出する場合

(ア) 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

(イ) 通報対象事実等の内容

(ウ) 通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

(エ) 通報対象事実等について法令に基づく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由

(2) 通報対象事実等について真実相当性の要件が直ちに明らかでない場合においても、法第3条第1項第2号の趣旨も踏まえ、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性があると認められる場合

2 所管課は、公益通報等として調査を実施する場合はその旨を、調査を実施しない場合はその旨及びその理由を、公益通報等調査通知書(様式第2号)により通報者に対し通知するものとする。

(調査の実施)

第7条 所管課は、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が調査の対象となる事業者及びその関係者に特定されないように十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を実施するものとする。

2 所管課は、調査結果について、適正な職務の執行及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、公益通報等調査結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(調査後の教示)

第8条 調査の結果、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、所管課は、通報者に対し、当該他の行政機関を遅滞なく教示しなければならない。

2 前項の場合において、所管課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した当該通報に係る資料を通報者に提供する。

3 前項の場合において、所管課は、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれているときは、秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等を踏まえ、当該他の行政機関に当該内容について情報提供をする。

(調査結果に基づく措置)

第9条 所管課は、調査の結果、第3条第2項各号に掲げる通報対象事実等があると認める場合は、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置をとらなければならない。

2 所管課は、適正な職務の執行及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、措置内容通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(協力義務等)

第10条 所管課は、通報対象事実等に関し、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、適切な措置を講じなければならない。

2 所管課は、他の行政機関から公益通報等に関する協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

(利益相反関係の排除)

第11条 所管課の職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、通報への対応に関与してはならない。

(1) 法令違反行為等の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者

(2) 通報者又は被通報者と親族関係にある者

(3) 通報に係る事案に関する公正な調査や措置等の検討又は実施を阻害し得る者

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第12条 通報への対応に関与した職員(通報への対応に付随する職務等を通じて、通報に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。)は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報への対応に関与した職員は、当該対応において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報への対応に関与した職員は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報への対応の各段階(通報の受付、調査、教示、措置及び通報者への結果の通知の各段階をいう。以下同じ。)及び通報への対応を終了した後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

(2) 通報者を特定させる事項については、調査の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと(通報への対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。)。

(3) 通報者を特定させる事項を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。

(4) 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者に対して明確に説明すること。

4 所管課における通報への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前3項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法令等に従うものとする。

(通報者の保護)

第13条 所管課は、通報への対応を終了した後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が通報をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル、各都道府県労働局等を紹介する等の通報者の保護に係る必要な支援を行うように努めるものとする。

(意見又は苦情への対応)

第14条 所管課は、通報への対応に関して通報者から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。

2 前項の申出の内容が、通報に関する秘密及び個人情報の漏洩、調査及び措置の遅滞並びに不適切な調査の実施その他町の不適切な対応に関するものである場合には、消費者行政担当課に報告する。当該報告を受けた消費者行政担当課は、速やかに所管課における対応状況を確認し、法令に基づく措置その他適切な措置等をとった上で、その結果を通報者に通知するものとする。

(公表)

第15条 消費者行政担当課は、毎年度、受け付けた通報の件数及び主な内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(通報関連文書の管理)

第16条 通報の処理に係る記録及び関係資料は、文書管理に関する法令並びに岐南町公文書規程(昭和50年岐南町告示第36号)等に基づき適切な方法で管理しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

公益通報等受付票

通報受付日	年月日		
所管課			
通報の方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 書面提出 <input type="checkbox"/> その他()		
通報者情報	氏名		所属
	住所		連絡先
被通報者(違反者)との関係	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣労働者 <input type="checkbox"/> 取引先 <input type="checkbox"/> 上記であった者 / <input type="checkbox"/> その他()		
公益通報等の内容			
違反者情報	氏名		所属
		<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣労働者 <input type="checkbox"/> その他()	
通報対象事実等の内容			
通報対象事実等の確認方法等	方法		
	日時		
	場所		
通報対象事実等の発生状況	<input type="checkbox"/> 生じている <input type="checkbox"/> 生じようとしている		
通報対象事実等の証拠書類	<input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 提出できる <input type="checkbox"/> 提出できない		
対象関係法令			
特記事項			

様式第2号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

岐南町長

公益通報等調査通知書

年 月 日付けで通報のありました公益通報等について、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、岐南町外部からの公益通報等に関する要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

通 報 受 付 日	年 月 日
公益通報等の内容	
所 管 課	
調 査 の 実 施	<input type="checkbox"/> 調査する <input type="checkbox"/> 調査しない (調査しない理由 :)
備 考	

様式第3号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

岐南町長

公益通報等調査結果通知書

年 月 日付けで通報のありました公益通報等の調査結果について、岐南町外部からの公益通報等に関する要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

通 報 受 付 日	年 月 日
公益通報等の内容	
所 管 課	
調 査 期 間	
調 査 結 果	
備 考	

様式第4号(第9条関係)

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

岐南町長

措置内容通知書

年 月 日付けで通報のありました公益通報等について、下記のとおり措置を講じたので、岐南町外部からの公益通報等に関する要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

通 報 受 付 日	年 月 日
公益通報等の内容	
所 管 課	
講じた措置内容	
備 考	